

東京3弁護士会(東京・第一東京・第二東京)から、  
台風15号・19号の被害を受けた方にお伝えしたい情報をまとめました。

## 罹災(りさい)証明について

### ■り災証明書とは？

○住宅の損壊の程度を自治体が調査して、  
全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊などの  
認定をした証明書です。  
○申請先はお住まいの市・区役所や町・村  
役場です(公民館などに臨時窓口を設置し  
ている自治体もあります。)

### ■り災証明書は何に使う？

○次のような手続をするときに、り災証明  
書の提出が必要になります。  
・被災者生活再建支援金、義援  
金、見舞金等の受け取り  
・住宅金融支援機構、災害  
援護資金等の借入れ  
・納税、保険料、公共料金  
等の期限延長  
・災害救助法に基づく仮  
設住宅の入居、住宅の  
応急修理

### ■り災証明の申請・調査

○り災証明で認定された損害の  
程度によって、受け取れる支援  
金の金額など、受けられる支援の  
内容が違います。  
○り災証明書の申請のときに、建物の写真  
の添付が必要な自治体もあります。  
【写真を撮るときに意識すること】  
・家の外観を、できれば4方向から。  
・浸水した高さがわかるように。  
・家の中の被害状況もわかるように。  
○撮影は、携帯やスマホのカメラで構いま  
せん。  
○自治体による調査の前に建物を修理する  
場合は、修理前に写真を撮って、被害の  
程度を記録しておきましょう。

### ■認定結果に不服があるときは

○再調査の申し出ができます。調査担当者  
に、損壊が大きい箇所を具体的に示す等し  
て、被害の程度を詳しく説明してください。

## 土砂の撤去・家屋修理等

### ■流入した土砂等の撤去

○行政は、原則として、私有地に流入した  
土砂等の撤去はしません。ただし、支援制  
度を設けている自治体もありますので、お  
住まいの自治体に確認してください。  
○重労働になるので、ボランティアなど人  
手を借りることも検討してください。

### ■応急修理制度

○災害救助法が適用された自治体では、り  
災証明で「一部損壊」(10%以上  
の損害)以上の被害と認定さ  
れた場合、修理の一部を公  
費で行ってもらえます。  
○修理業者と契約する前  
に、市・区役所や町・村  
役場に確認してください。  
契約後の申請は受付不可  
の場合があります。  
※応急修理制度を利用  
すると、仮設住宅に  
入居できなくなります。

東京3弁護士会  
無料電話相談  
実施中です。  
TEL 03-3581-2233  
(平日午前10時～午後4時)

※詳細は案内チラシを  
ご覧ください。

## 被災ローン減免制度

○台風15号・19号の影響で、住宅ロー  
ン、事業ローン、自動車ローン、教育ロー  
ンなどの支払が困難になった方は、被災  
ローン減免制度(自然災害債務整理ガイド  
ライン)が利用できる場合があります。  
○現預金500万円、各種支援金、弔慰金  
などを手元に残しながら、被災前から残っ  
ているローンの免除を受けられる可能性が  
あります。  
○自宅の再建等のための新たなローンを組  
む余地を作ることができます。  
○原則として保証人にも請求されません。  
○利用できるのは個人のみです。会社等の  
法人は利用できません。

■詳しくは弁護士会にご相談ください。